

別表第1(第39条、第40条、第43条、第62条関係)

種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援 用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害1級又は療育手帳A2以上の者(いずれも常時介護を要する者で原則3歳以上に限る。)	床ずれの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者で原則として学齢児以上)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に介助を要する者で3歳以上)	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に介助を要する者で原則として学齢児以上)	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上(原則として3歳以上)	介護者が重度身体障害者を移動させるに当たり、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上(原則として3歳以上)	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上(原則として学齢児以上)	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8
	エアーパット	下肢又は体幹機能障害1級の身体障害児・者及び 下肢又は体幹機能障害2級と上肢機能障害2級以上で総合等級1級の身体障害児・者(常時介護を要する者に限る。)	褥瘡防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるもの	58,000円	8

自立生活支援 用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害 (入浴に介助を必要とする者で原則として3歳以上)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上(原則として学齢児以上)	手すり付きのもの。ただし取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	手すり有9,850円	8
				手すり無 4,450円	
	T字状・棒状の杖	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上 (原則として学齢児以上)	身体障害児(者)が容易に使用し得るもの	3,000円(夜光材付410円増し、全面夜光材付1,200円増し、白色又は黄色ラッカー塗装260円増し)	3
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害(家庭内の移動等において介助を必要とする者)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移動動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8
	環境制御装置	18歳以上であり、上肢、下肢又は体幹機能障害2級以上	複数の家電製品等の日常生活用具のリモコンを1台で操作できる機能を有する機種で、障害者が容易に使用し得るもの	68,000円	5
	テーブルリフト	18歳以上であり、下肢又は体幹機能障害2級以上を有し、車いすを常用する者	段差の大きい玄関等をスムーズに移動することが可能な機種で、障害者及びその介護者が容易に使用し得るもの	100,000円	5

音声標識ガイド装置	18歳以上であり、視覚障害2級以上	歩行時間延長信号機用小型送信機と一体となって使用できる受信機	25,000円	5
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害（歩行や立位が困難で頻繁に転倒するおそれがある者）療育手帳A2以上又は精神障害者（てんかんの発作等により頻繁に転倒する者）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	36,750円	3
特殊便器	療育手帳A2以上（訓練を行っても、自ら排便後の処理が困難な者）又は上肢機能障害2級以上（いずれも原則として学齢児以上）	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	151,200円	8
火災警報器	療育手帳A2以上又は身体障害程度が2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8
自動消火器	療育手帳A2以上又は身体障害程度が2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8
電磁調理器	視覚障害者2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）又は療育手帳A2以上（いずれも18歳以上）	視覚障害者、知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000円	6
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上（原則として学齢児以上）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	7,000円	10
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10

在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上 (自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者で原則として3歳以上)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5
	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害であって必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	36,000円	5
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害であって必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	56,400円	5
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000円	10
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であり原則として学齢児以上)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,000円	5
	盲人用体重計	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で学齢児以上)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000円	5
	パルスオキシメーター	呼吸器機能障害及び心臓機能障害児・者であって、呼吸管理上必要と認められる者	血中酸素濃度を簡便に計測でき、在宅での適正な健康管理を援助できるもの	46,000円	5
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由(発声・発語に著しい障害を有する者で原則として学齢児以上)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	98,800円	5
	情報・通信支援用具	上肢障害2級又は視覚障害2級以上(原則として学齢児以上)	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器、ソフト等	100,000円	5

点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の 重度重複障害(原則とし て視覚障害2級以上かつ 聴覚障害2級の身体障害 者であって、必要と認め られる者)	文字等のコンピュータの 画面情報を点字等により 示すことのできるもの	383,500円	6
点字器	視覚障害2級以上(原則と して学齢児以上)	視覚障害者が容易に使用 し得るものであり、点筆を 含むもの	標準型 10,400円	7
			携帯用 7,200円	5
点字タイプライタ ー	視覚障害2級以上(本人 が就労若しくは就学して いるか又は就労が見込ま れる者)	視覚障害者が容易に使用 し得るもの	63,100円	5
視覚障害者用ポー タブルレコーダー	視覚障害2級以上(原則と して学齢児以上)	① 音声等により操作ボ タンが知覚又は認識で き、かつ、DAISY方式に よる録音並びに当該方 式により記録された図 書の再生が可能な製品 であって、視覚障害者 が容易に使用し得るも の	①録音再生機 85,000円	6
		② 音声等により操作ボ タンが知覚又は認識で き、かつ、DAISY方式に よる記録された図書の 再生が可能な製品で あって、視覚障害者が 容易に使用し得るもの	②再生専用機 35,000円	
視覚障害者用活字 文書読上げ装置	視覚障害2級以上で原則 として学齢児以上	文字情報と同一紙面上に 記載された当該文字情報 を暗号化した情報を読み 取り、音声信号に変換して 出力する機能を有するも ので、視覚障害者が容易 に使用し得るもの	99,800円	6
視覚障害者用拡大 読書器	視覚障害(本装置により 文字等を読むことが可能 になる者で原則として学 齢児以上)	画像入力装置を読みたい もの(印刷物等)の上に置 くことで、簡単に拡大さ れた画像(文字等)をモニ ターに映し出せるもの	198,000円	8

盲人用時計	視覚障害2級以上(18歳以上。なお、原則として音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者とする。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	音声 13,300円	10
			触読 10,300円	
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者(コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者。原則として学齢児以上)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	71,000円	5
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害(本装置によりテレビの視聴が可能になる者)	字幕及び手話通訳の聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	88,900円	6
人工喉頭	音声機能若しくは言語機能障害(喉頭摘出者)	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 5,000円 (気管カニューレ付3,100円増し)	4
		電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	電動式 70,100円	5
点字図書	視覚障害(主に、情報の入手を点字によっている者)	点字により作成された図書	別に定める	—
携帯用会話補助装置専用大型キーボード	18歳以上であり、携帯用会話補助装置の支給対象者のうち上肢機能障害2級以上	携帯用会話補助装置に接続可能であって、足で入力ができるようキーが大型化された機種	80,000円	5
電動ページめくり装置	18歳以上であり、上肢機能障害2級以上	電動により図書のページをめくる機種で、障害者が容易に使用し得るもの	150,000円	5

	パーソナルコンピュータ用特殊入力装置	パーソナルコンピュータ又はワードプロセッサの入力操作が困難な身体障害者	パーソナルコンピュータ又はワードプロセッサの入力操作が補助でき、障害者が容易に使用し得るもの	60,000円	5
	デジタル録音図書読書機	18歳以上であり、視覚障害者で墨字本による読書が困難な者	DAISYフォーマット対応のデジタル録音図書を音声により読み上げる読書機（デジタル録音図書をパソコン等で読み上げるためのソフトウェアの購入を除く。）	20,000円	5
	視覚障害者用音声読書機	18歳以上であり、視覚障害者で墨字本による読書が困難な者（パーソナルコンピュータ等の操作が困難なため真に専用機が必要な者に限る。）	活字を読み取り、音声で読み上げる読書機（画像読み込み、文字認識、音声読み上げ等の機能が一体となった専用機に限る。）	150,000円	5
	点字電子手帳	意思伝達が困難な視覚障害者（点字による意思伝達が可能な者に限る。）	持ち運びが容易で、外出先での情報の入出力が可能であり、点字編集機能を持つ機種	125,000円	5
排泄管理支援用具	ストーマ装具	直腸又はぼうこう機能障害（ストーマ造設者）	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋であり、皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含むもの	蓄便袋 8,858円 （月額）	—
			蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付きのものあり、皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含むもの	蓄尿袋 11,639円 （月額）	

	紙おむつ等	ストーマの著しい変形等によりストーマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	紙おむつ、さらし、ガーゼ等衛生用品	12,000円 (月額)	—
	収尿器	高度の排尿機能障害者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流装置を付けるもの	男性用 7,700円 女性用 8,500円	1
居宅生活動作 補助用具	住宅改修費	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)であって3級以上(原則として学齢児以上。特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上)	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円	—

注

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 難病患者等については、表中の「対象者」欄に定める障害に相当する症状が認められる場合、当該身体障害者手帳所持者に準じ取り扱うものとする。
- 3 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 4 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日より表中の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が障害者の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することが可能であるものとする。